

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 1 指名停止の措置を受けた者及び住所
木曾協和産業株式会社 長野県木曾郡上松町大字上松 367 番地 1
- 2 指名停止措置の期間
令和8年3月14日 から 令和8年6月13日（3カ月）
- 3 指名停止の範囲
中部森林管理局管内
- 4 事実概要
当該事業者は、令和7年3月5日付けで木曾森林管理署長と契約した「森林環境保全整備事業（保育間伐活用型ほか 木曾21芦島）」の請負契約において、当該事業者の責に帰すべき理由より令和7年12月10日付けで契約解除の申し出を提出し、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第48条第1項2号により令和8年2月5日付けで同契約の解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

- 「工事請負指名停止等措置要領」
別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

中部森林管理局 経理課
直 通：050-3160-6527
担当者：経理課長